

**環境保全型農業直接支払交付金
岡山県 最終評価報告書**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

岡山県では、国における「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）を踏まえて、令和5年3月に「岡山県みどりの食料システム戦略基本計画」を策定し、化学肥料・農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」や化学肥料・農薬の使用低減の取組等の環境保全型農業を推進することとしている。

有機農業については、全国に先駆けて、化学肥料や農薬に依存しない自然の生態系を重視した有機無農薬農業を推進しており、さらなる生産拡大の推進により、「おかやま有機無農薬農産物」を含む国際水準以上の有機農業の取組面積を令和12年度までに300haに拡大することを目標としている（令和5年度時点で176ha（うち、本交付金での有機農業の実施面積：124ha））。

注）国際水準以上の有機農業とは、有機JASに定められた取組水準以上の有機農業のことであり、本交付金における有機農業の取組はこれに当たる。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	
実施市町村数		14	15	14	15	
実施件数		41	46	52	59	
交付額計（千円）		16,346	18,464	22,506	25,680	
実施面積計（ha）		181	210	266	322	
取組別 実績	有機農業	実施件数	30	34	36	40
		実施面積（ha）	89	104	118	124
		交付額（千円）	10,927	12,745	14,732	15,413
	堆肥の施用	実施件数	4	4	6	8
		実施面積（ha）	6	6	28	37
		交付額（千円）	242	269	1,247	1,649
	カバークロープ	実施件数	15	17	19	20
		実施面積（ha）	86	89	107	141
		交付額（千円）	5,177	5,369	6,433	8,449
	リビングマルチ	実施件数	—	—	—	1
		実施面積（ha）	—	—	—	0
		交付額（千円）	—	—	—	3
	草生栽培	実施件数	—	—	—	—
		実施面積（ha）	—	—	—	—
		交付額（千円）	—	—	—	—
不耕起播種	実施件数	—	—	—	—	
	実施面積（ha）	—	—	—	—	
	交付額（千円）	—	—	—	—	

長期中干し	実施件数	—	—	—	—
	実施面積 (ha)	—	—	—	—
	交付額 (千円)	—	—	—	—
秋耕	実施件数	—	2	3	2
	実施面積 (ha)	—	10	12	20
	交付額 (千円)	—	81	95	161

2 推進活動の実施件数

推進活動	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動	26	27	26	31
技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	12	9	10	13
実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	2	1	1	1
先駆的農業者等による技術指導	3	8	7	9
自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	9	9	8	8
ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動	10	15	17	16
地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	3	2	4	6
土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	7	13	13	10
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動	21	25	32	42
耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	0	0	1
中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る）	15	16	23	29
農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	0	1	2	3
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				0
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	6	8	7	9

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—	—	—	—

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名	取組の概要	—
	対象地域	—
	対象作物	—
	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	—

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
もも	県内全域	化学合成農薬の3割減の特例を設定(露地栽培に限る)
ぶどう(注)	県内全域	化学合成農薬の3割減の特例を設定(露地栽培に限る)

注) ぶどうについては、巨峰系4倍体品種(ピオーネ、オーロラブラック等)のぶどうに限る。

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—
—	—

Ⅲ 環境保全等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価(令和5年3月)において地球温暖化防止効果が評価されている。

このうち、岡山県においては、有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・秋耕の取組が行われており、これらの実施面積は令和2年度の181haから令和5年度には322haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組の面積が拡大している。

また、令和4年度に実施した「地球温暖化防止効果調査」の結果から国の第2期中間報告において、各取組別に慣行栽培と比較した温室効果ガス削減量の算定結果が報告されており、これに基づき令和5年度の温室効果ガス削減量は実施面積から702tCO₂/年と算定される。

表 温室効果ガス削減量の算定

取組の種類	単位当たり温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /ha・年) ※ 1	令和5年度実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年)
有機農業	1.04	124.03	128.99
堆肥の施用	2.42	37.47	90.68
カバークロープ	2.14	140.81	301.33
リビングマルチ	1.45	0.06	0.09
秋耕	8.99	20.1	180.70
合計			701.79 ※ 2

※ 1 : 農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金中間年評価」から引用。

※ 2 : 温室効果ガス削減量 702tCO₂/年はスギ林 80ha が 1 年間に吸収する CO₂ 量に相当。

1 ha のスギ人工林が 1 年間に吸収する CO₂ 量を約 8.8t (林野庁「森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収しているの?」から引用) として換算。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第 2 期中間年評価(令和 5 年 3 月)において生物多様性保全効果が評価されている。

有機農業の実施面積は令和 2 年度の 89ha から令和 5 年度には 124ha に増加しており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和 3 年度に本県において、生物多様性保全効果の現地調査を県内 4 地区(各地区有機農業 1 ほ場、慣行栽培 1 ほ場の計 8 ほ場)で行ったところ、有機農業のほ場は S ランク 2 ほ場、A ランク 2 ほ場で、生物多様性保全効果が非常に高い又は高いという結果となった。また、慣行栽培のほ場では、S ランク 1 ほ場、A ランク 1 ほ場、B ランク 2 ほ場という結果となり、2 ほ場が生物多様性が非常に高いほ場、高いほ場だが、2 ほ場は生物多様性がやや低いという結果であった。

生物多様性は、今後社会の進むべき方向であり、有機農業の果たす役割の重要性を広く共有していく必要がある。

※調査結果

- S : 生物多様性が非常に高い
(有機農業 2 ほ場、慣行栽培 1 ほ場)
- A : 生物多様性が高い
(有機農業 2 ほ場、慣行栽培 1 ほ場)
- B : 生物多様性がやや低い
(有機農業なし、慣行栽培 2 ほ場)
- C : 生物多様性が低い



有機農業ほ場で確認されたクモ

3 その他の効果

- ・カバークロップについては、レンゲや菜の花等の栽培による景観の美しさにより、農業の有する多面的機能の一つである良好な景観の形成に貢献している。
- ・インターネットでの通信販売や、SNS を活用したほ場の様子や作業風景の発信、学生の研修受入れ、野菜収穫体験等を実施することで、消費者に農業を身近に感じてもらい、環境保全型農業への関心を高める活動を実施している団体もある。
- ・有機農業を実施している団体の中には、就農希望者の体験受入れ、新規就農者の研修受入れ等を実施し、仲間づくり、地域づくりを進めている例もある。
- ・アイガモ農法に取り組んでいる団体の中には、ヒナを水田に放鳥する際に、近隣の児童を招き、アイガモに触れ、農作業の一環に関わってもらうことで、子供達へ農業に頼らない農業への理解を深めてもらう活動を実施している例もある。

※コロナ期間中は活動が制約されていたが、現在では従前の活動に戻っている。



カバークロップ栽培の様子（レンゲ）



アイガモ農法の様子

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

第2期対策で要件が変更されたことにより、令和元年度と比較して、令和2年度の実施面積は52ha、実施件数は12件減少した。しかし、令和2年度以降は実施面積、実施件数ともに増加し、令和2年度と比較して令和5年度の実施面積は141ha、実施件数は18件増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動が着実に推進されている。

第2期対策における実施面積の増加の主な要因は、カバークロップの実施面積が55ha増加した他、有機農業、堆肥の施用の実施面積がそれぞれ30ha以上拡大したことである。実施件数については、交付単価の最も高い有機農業の実施件数が年々増加し、令和2年度から令和5年度までに10件増加した。一方で、令和2年度から新しく取組に加えられた秋耕については、令和3年度から県内で取組が開始されたが、交付単価が低いことから取組をやめる事例があり、令和5年度の実施面積は20haにとどまった。また、草生栽培や長期中干しなどは県内で定着した技術となっていないため取組は見られなかった。

環境保全型農業については、追加的コスト（労働費も含めた掛かり増し経費）や高度な生産技

術が必要である一方、それを販売価格に転嫁するのが難しい現状がある。今後、環境保全型農業を強力に推進していくためには、生産者の取組を後押しするような交付単価の設定が必要である。また同時に、消費者の環境保全型農業に対する理解を深める活動をより一層推進し、付加価値を付けた農産物の販路拡大を実施していく必要がある。

今後の方針

本交付金は環境保全型農業に取り組むことにかかる追加的コストを継続して支援し、農業者の取組意欲を後押しできる重要な施策であり、より一層市町村と連携して、本交付金の活用を働きかけ、環境保全型農業の取組面積拡大を図る。

また、「岡山県みどりの食料システム戦略基本計画」の推進目標として掲げる有機農業については、農業者や指導者向け研修会の開催等により、生産拡大を図るとともに、動画や SNS による消費者への情報発信や産地との交流を通じて、環境保全効果の高い営農活動への理解促進や需要拡大を図り、農業者の経営発展を支援する。